

同意書

特定非営利活動法人フードバンク信州（以下「甲」という。）は、食品の寄贈者（以下「乙」という。）から提供された食品を生活困窮者等、支援を必要とする人々に提供します。寄贈された食料品は以下の規定に従って取り扱うことに同意します。

第1条（転売・再販の禁止）

甲は乙の寄贈品を転売しません。また、金銭、財産、事業サービスと交換しません。

第2条（使用範囲）

乙の寄贈品は、甲の非営利目的事業にのみ使用され、他の目的には使用しません。

第3条（提供対象）

甲は、生活困窮者をはじめとする支援を必要としている人々に対し、行政や支援団体等を通して乙の寄贈品を提供します。

第4条（食品の品質保証及び関係法令の遵守）

乙の寄贈品は、人による使用に適しており、適用のある関連法令に従っていなければなりません。甲は、食品の消費有効期限に関する法令を含む寄贈品の取り扱いに関して適用されるすべての法令に従う責任を有します。

第5条（記録の保持と報告）

甲は、乙の寄贈品に関する適切な記録を保持し、乙からの希望に応じて乙の寄贈品について報告します。

第6条（事故発生時の対応）

乙は寄贈品について、現状有姿で寄贈するものとし、寄贈品に起因するいかなる事故・損害について一切の責任を負わないものとします。なお、事故又は損害が発生した場合に甲から協力要請があった場合、乙が必要と判断した場合は、甲に協力するものとします。

第7条（同意成立期間）

この同意書の有効期間を締結日より1年間とし、有効期間満了後、甲乙いずれかより変更の申し出がない場合は、自動的に1年間延長します。

甲または乙がこの同意書の解除または変更を希望する場合は、原則として1ヶ月前に相手方にその旨を申し出ることとします。

第8条（寄贈者による特定の指針・条件・制約）

乙による特定の指針・条件・制約がある場合は、協議の上、付帯事項として確認します。

この同意書は、合意の証として、甲乙それぞれが一部ずつ保管します。

合意日 年 月 日

(甲) 特定非営利活動法人フードバンク信州

理 事 長 佐 藤 豊 印

長野市高田 1029-1 特定非営利法人長野県NPOセンター内

TEL 026-269-0026 FAX 026-269-0016

(乙) 事業者名

代表者名

住 所

連 絡 先